

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

稀勢の里が敗れ、旭天鵬が初優勝を勝ち取りました。「勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし」とは野村克也の名言とされています。勝つときは、説明のつかない不思議な力で勝ち、負けるときは、必ず原因があるということです。稀勢の里は実力不足、旭天鵬は運ですから、それぞれが今後成長するためには、稀勢の里は実力と精神力をつけること、旭天鵬は慢心して自分を見失わないことだと思います。稀勢の里には、勝つべくして勝つという境地を切り開き「勝ちに不思議の勝ちなし」を実証してほしいものです。

私の書棚より

○お互いに顔が見える距離なのだから、属人的な要素が強いはずで、個人の能力にまかせたほうがうまく回るはずだ。規模が大きくない組織がマニュアルに頼りすぎると危ない。事故が起きる可能性がかえって高くなる。

○一見どんなに複雑そうに見える企業でも、商品ごとの単品管理ができれば、本来の事業モデルも、そこに隠された問題点も、すべて見通すことができる。

「経営分析のリアル・ノウハウ」
富山和彦著 PHP ビジネス新書

税務アンテナ

□消費税の免税事業者であった課税期間に仕入れた棚卸資産は、原則課税を採用する場合には、その翌事業年度に課税事業者となった課税期間に税額控除できませんが、課税事業者が翌事業年度で免税事業者となった場合には、その課税期間において仕入れた棚卸資産に係る消費税額の控除はできません。どちらのケースも消費税申告書付表の計算表に消費税額の調整額の加算減算を記載する必要があります。

また、消費税の免税事業者であった課税期間に発生した売掛債権が、課税事業者となった後に貸倒れが生じたときには、その売掛債権については貸倒れに係る消費税額の控除はできないこととなります。

□広大地を宅地として利用する場合には道路、公園等の公共施設用地としての負担が必要となるため、相続税の評価にあたっては、評価減が認められています。このため、広大地を相続する場合には、分割しないで共有のまま相続する方が、相続税は低く抑えられます。相続後に広大地をその持分に応じて分割した場合には、その分割による土地の譲渡はなかったものとして取り扱われます。また、共有持分の割合とは異なる面積で分割した場合でも、分割後の土地の価額比が共有持分の割合とおおむね等しいときには、その分割による土地の譲渡はなかったものとして取り扱われます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

6月の税務スケジュール

10日	○5月分の源泉所得税の納付	30日	○6月決算法人の消費税各種選択届出書提出
15日	○所得税の予定納税額の通知		
30日	○4月決算法人の確定申告 ○10月決算法人の中間申告(予定申告) ○7月、10月、24年1月決算法人の消費税中間申告		

今月の贈る言葉『見るまでは、耳にすることを恐れるな』 by マイク・タイソン